



丸亀市  
MARUGAME CITY

# 議会だより

No. 3

発行日 2005年(平成17年)11月1日  
発行 丸亀市議会  
編集 議会だより編集委員会  
TEL (24) 8828  
市ホームページ  
<http://www.city.marugame.kagawa.jp/>



## 9月定例会 9月1日~21日

### 主な内容

- 本会議のあらまし.....2
- 一般・各特別会計決算・水道事業会計決算.....2
- 質疑.....3~4
- 一般質問.....5~10
- 決議・意見書.....8~9
- 陳情結果.....10
- 委員会審査状況.....11
- 審議した議案とその結果.....12

## 9月定例会

# 法令遵守推進条例制定ほか 原案のとおり可決

## 本会議の あらまし

九月定例会は九月一日から二十一日までの二十一日間の会期で開かれました。

初日には、まず、平成十六年度の決算認定議案九件が上程され、一般会計及び各特別会計（委員十一名）、水道事業会計（委員九名）の決算特別委員会を設置し閉会中も継続して審査することになりました。

続いて、議案第四十号から議案第四十二号まで及び議員提出の「丸亀市非核平和都市宣言に関する決議（案）」を審議し、議案第四十一号については反対・賛成の討論もありましたが、いずれも原案を可決しました。最後に議案第四十三号から議案第六十五号までを一括議題と

し、市長から提案理由の説明がありました。

五日には議案第四十三号から議案第六十五号に対し、五名の議員が質疑を行いました。

六日・八日・九日には一般質問があり、十二名の議員が市政全般について質問しました。

議案の細部にわたる委員会審査は十二日に都市経済、教育民生、十三日に生活環境、総務と順次その所管事項に基づいて行われました。

最終日の二十一日には、付託議案の委員会審査結果について、各委員長からいずれも原案承認の報告がありました。

一名の議員が反対討論を行い、起立採決の結果、賛成多数でいずれも原案を可決しました。

最後に、議員提出議案の「耐震化促進を求める意見書（案）」を可決し、政府関係機関と国会へ送付することになりました。

以上で、今期定例会は閉会しました。



9月定例会で一般質問の答弁をする市長

## 決算

### 一般・各特別会計決算 水道事業会計決算

決算特別委員会を設置し、閉会中の継続審査に

審査結果は、十二月定例会で委員長から報告されます。

なお、各決算委員会の委員には次の議員が選ばれました。

（委員長） （副委員長）

#### 一般会計及び各特別会計 決算特別委員会

◎横田 隼人 三宅 真弓  
◎岩崎 勲 尾崎淳一郎  
松永 恭二 内田 俊英

#### 水道事業会計 決算特別委員会

◎小鹿 一司 山本 直久  
◎引田 忠温 松浦 正武  
多田 光広 杉尾 眞澄  
小橋 清信 倉本 清一  
高田 重明

## 議会豆知識②

### ●継続審査

本会議で審議される議案等は、当該会期中に限り審議の対象となる。しかし、審議案件の中には、案件自体の性質、背景となっている事情の変更等会期中に結論を出すことができない、または会期延長し

てまで結論を出す緊急性がない場合がある。

このような場合、審議を付託された委員会が閉会中や次の本会議でも審査できるよう、委員会の申し出に基づき本会議において「閉会中の継続審査に付する」議決を行う。

閉会中の継続審査期間は、必ずしも次の会期までとは限らないが、期限をつけられない限り、次の会期までとなる。

# 質 疑

## 質問者・項目

横川重行

①市民会館条例の一部改正②保健福祉センター設置条例の一部改正

高田重明

①一般会計補正予算（合併振興基金）②介護保険特別会計補正予算③公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例の制定④保健福祉センター設置条例の一部改正

倉本清一

①一般会計補正予算（指定管理者選定委員会謝礼、合併振興基金、飯山南幼稚園増築増築事業費）②法令遵守推進条例の制定③自治基本条例策定委員会④人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定

高橋 等

①公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例の制定②一般会計補正予算（指定管理者選定委員会委員謝礼、飯山南幼稚園増築増築事業費）

三木まり

①一般会計補正予算（桜谷聖苑法面補強防災事業費）②公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例の制定

## 飯山南幼稚園の整備について

高橋議員 児童数の増加により飯山南幼稚園増築増築事業費が計上されているが、旧飯山町では、飯山南幼稚園整備基本構想が策定され、合併後の最重要課題として新築移転することになっていた。地元では、今回園舎

を増築すると、新築移転工事が先延ばしになるのではないかと危惧する声がでている。この新築移転構想との整合性を伺いたい。また園舎増築事業の概要について伺いたい。

教育部長 合併協議会では、新市建設計画に基づき、財政計画を踏まえ主要事業に取り組み、るものと見解を示している。飯山南幼稚園の新築移転は重要な

事業と認識しているが、学校施設整備については、老朽化している校舎の改築、児童・生徒の安全性確保のための耐震補強等、急を要する事業が山積している。このため、新しく策定する丸亀市総合計画や学校施設整備計画の中で、各施設整備の必要性や緊急性、財政面を考慮しながら優先順位をつけ検討したい。

平成十八年度に入園予定の四歳児が急増し、保育室が不足するための増築で、構造は、軽量鉄骨造平屋建て、六十六・二平方メートルの保育室一室である。場所は、小学校とも協議して、体育の授業等の影響が最小限となるよう配慮し、運動場の南東隅を予定している。新耐震基準をクリアした園児にとって安全で快適な施設として整備する。

## 指定管理者制度 兼業禁止規定を

三木議員 指定管理者制度は、市が地方分権をどうとらえ、住民の福祉、公共サービスをどう考えていくのか、そのために自治体として果たす役割、責任、これを明確化していくことが問われる制度と考える。丸亀市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例には、事業報告書の議会への報告義務の記載がない。また兼業禁止規定も適用されていない。腐敗や不正の温床になることも危惧されることから、条例に明文化する必要があると思うが考えを伺いたい。

企画財政部長 指定管理者制度



ゆとりのある教育環境の整備を

## 指定管理者制度 導入の考え方は

横川議員 丸亀市民会館は築後三十六年経過し、維持管理費は増加傾向にある。施設や備品の修理、買い替えの負担基準、また火災や自然災害で損害を被った場合、指定管理者の瑕疵によるものと不可抗力によるものとの理由により負担割合等について

における議会の関与については、議決事項として条例の制定や指定管理者の指定が法で規定されている。また、指定管理者の指定の取り消しについても、公の施設の管理のあり方にかかわる重要な事項であることから、指定を取り消す前には議会へ報告したい。また指定管理者による管理は、地方公共団体からの管理権限を指定管理者に委任することにより、地方公共団体にかわって管理を行うもので、請負にはあたらず、地方自治法上の兼業禁止規定は適用されないと考えている。したがって、指定管理者の公募に参入しようとする団体に議員や特別職の職員が名前を連ねていても法的には差し支えないといった解釈がされている。



指定管理者を11月7日まで募集します

て、どのように考えるのか。

今回なぜ市民会館は指定管理者制度を適用したのか。また綾歌総合文化会館はなぜ直営なのか併せて伺いたい。

**文化部長** 施設の損傷リスクについては、市と指定管理者との間で十分協議しながら慎重に検討したい。

市民会館は、次の四点について総合的に検討し指定管理者制度の導入とした。

一点目は、施設の管理運営状況、利用状況、施設の特性などの検討。

二点目は、施設の利用の公平性、平等性など行政でなければならぬかどうか。

三点目は、同様類似サービスを提供する民間業者が存在するかどうか。

四点目は、制度導入により経費節減が図れる可能性があるかどうか。

一方、綾歌総合文化会館は市民会館と同一視点から検討を行うとともに、施設の利用形態や施設整備及び職員体制など総合的に判断し、環境整備が整っていないことから今回は導入しない。しかし、制度導入により住民サービスの向上と経費削減が図れるよう、早急に環境整備を整えたい。

## 指定管理者制度 労働条件の保障を

**高田議員** 二〇〇三年の法改正により指定管理者制度ができ、これまで直営が公共的団体に限定されていた公共施設の管理運

営を、株式会社など民間企業に任せることができるようになった。しかし、公共施設は税金で建てた市民の暮らしを支える共同の財産であり、施設の公共性や機能を低下させないため、市が条例等でルールを定め、責任を持って運用することが大切である。指定管理者が経営不安と収益性のため、正規職員を減らし、パートや派遣労働など非正規職員で賄うことになりかねないと考え、指定管理者のもとで働く人たちは身分が不安定で、劣悪な条件で働かされることがないようにすべきである。そこで、身分の保障や賃金等の労働条件を、丸亀市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例中の市と指定管理者との協定事項に明記し、議会の議決事項として条例、要綱等で定める考えがあるか伺いたい。



伝統工芸品「丸亀うちわ」の製作工程が見られます

団体で、組織内の労働条件については、労働基準法など労働関係法規に基づき、組織内の経営方針により定められる。そのため条例事項として定めるべきものではないと考える。

## 法令遵守推進条例 制定について

**倉本議員** 丸亀市法令遵守推進条例は、公正な職務の遂行を確保するために必要な措置を講じることにより、公務に対する市民の信頼を確保し、市民とともに公平公正かつ民主的な市政の運営に資することが基本的目的

であるが、本当の意味の意図は何であるか伺いたい。

そして市民への周知や職員に対する徹底はどのようにするのか伺いたい。また不当要求行為者に対する罰則について併せて伺いたい。

**総務部長** 地方公共団体などの行政機関に対する行政介入暴力行為が増加傾向にある社会情勢の中、行政運営が市民に対し公平かつ公正なものでなければならぬことを基本理念に、その基礎となる法令遵守の精神を常に追求し、市政の透明性の向上及び市民の信頼確保を目指す、また公平公正な職務の遂行を損なうおそれのある不当要求等に対し、組織で統一的に対応する趣旨である。

また市の広報やホームページを通じて広く市民に周知するとともに、職員には、運用マニュアルなどを作成し、十分に機能するよう周知徹底したい。

不当要求行為等に対しては、文書警告を初め、刑法等の法律違反行為があれば当然警察に通報し、必要な処置をする。これらについては、法令遵守委員会の意見に基づき、対象者の氏名や事例の内容を公表する場合がある。

## 一般質問

質問者・項目

## 杉尾真澄

①行財政改革②まちづくりに係る基本構想③地域農業振興

## 浜西和夫

①アスベスト問題②職員の勤務時間③タイムレコーダ導入④生ごみ処理容器設置補助金

長友安広

①飯南地区桃の担い手育成②  
障害者福祉

横川重行

①アスベスト問題②綾歌総合

## 健全財政の

確保について

杉尾議員 今後十年間の財政見通しを試算した丸亀市中期財政計画によると、平成十九年度以降は財政赤字が累積するなど極めて厳しい状況が予測されている。健全な財政運営を確保するために、大幅な歳出の削減を図る等、長期的な財政構造改革を推進していくことが重要であ

文化会館の管理運営③庁舎等の有効利用④学校教育⑤学校でのセクハラ対応

高木新仁

①旧町要望事項の進捗状況②適正な職員配置③合併支援措置④道路整備⑤環境保全と災害復旧⑥教育環境整備⑦教育目標

小鹿一司

①行財政改革②中心市街地活性化③産業政策と将来のまちづくり

横田隼人

### ① 行財政改革

## 倉本清一

①介護保険②個人情報保護③人  
事の現状

## 尾崎淳一郎

る。ここ数年間の決算を見ても、業務委託料や賃金、負担金等の補助費等が増加しており、特に随意契約による支出金額が大幅に増えていると思われる。市民本位で無理、無駄のない市政を積極的に進めていく上で、これから経費を三〇％削減すべきと考えるが、今後の具体的な取り組みについて伺いたい。

正副財政部長

予測を真摯に受けとめ、中・長期的な財政構造改革の推進に加

①アスベスト問題②障害児の  
タイムケア事業③職員の窓口  
市民サービス

三木まり

①ごみの有料化②綾歌図書館  
③公共事業の入札④都市景観  
と社会環境⑤包括外部監査条  
例⑥今後のまちづくり

内田俊英

①総合計画、自治基本条例等  
②広報「まるがめ」③JA跡  
地利用④「塩漬け」土地の売却

中谷真裕美

①「地域福祉計画」「健康増進計画」の策定②基本健康診査③国民健康保険税④こみの有料化

勤務体制の

## 見直しについて

組んでいきたい。また、隨意契約については、事務処理の簡素化、合理化の観点から、客観的に説明できる理由を明確にし、その適正な運用に努めているところであるが、今後は無理、無駄を省くために、彈力的な業者選定等、さらなる経費の削減を図るための方策を徹底させていきたい。

合併後は、本庁の職

員数も増え、旧丸亀市よりも仕事  
が楽になったと思われるが、  
市民からは合併して市民サービ  
スが低下したとよく耳にする。

市民サービス向上の観点から勤務体制の見直しも含め、早急に窓口サービスの改善等を図る必要があると考える。福島県矢祭町では、会社勤めの方が通勤前や帰宅途中、休日に利用できるよう、窓口サービスは年中無休、平日は午前七時半から午後六時四十五分まで時間延長を行っている。職員は三交代のフレックスタイム制を振替休日制で対応し人件費を増やさないよう努力している。当市においても、行財政改革の一つとして、職員

の時間差勤務、フレックスタイム制の導入等を考えるべきと思うがどうか。

総務部長 現在、窓口のある職場においては、昼休みは交代制勤務で対応し、午後五時以降も丁重な対応を心がけている。今回の合併により、確かに職員数は増えたが、一方でエリアの拡大と事務の一元化により事務量が増えているのも事実である。

しかし、市民サービス向上については、前向きに検討すべきであり、一部の業務はすでに検討を始めている。また、方法論としてのフレックスタイム制導入については、地方公務員に関しては労働基準法において企業職員等を除いて適用除外となつて



市民サービス向上に努め、効率的な行政運営を

おり、例外的に、業務の遂行上、自主的な判断や集中的、継続的な実験などが必要とされている研究公務員についてのみ認められている制度であり、現段階での選択は難しいものと考えます。

## 桃生産者の 担い手育成を

長友議員 飯南地区の桃は、ブランド力も高く、商材として大変魅力的な本市の代表的特産品である。近年の選果施設導入による品質管理制度の充実、作業時間の短縮が図られ、販売単価の向上、また徐々にではあるが栽培規模の拡大につながっている。しかし、作業の内容上、機



厳選された飯南の桃を召し上げ

桃の担い手だけでなく、今後、広く新規就農者等を募集するにあたっては、J A及び香川県支援センター、市農業委員会等各関係機関と連携、協力を図りながら対応していきたい。

また、販路拡大については、海外販路の開拓も含め、十分に検討し、生産団地の整備に対する助成については、補助金等交付規則、農業振興事業補助要綱等の規程及び財政の現状等を勘案して対応し、その運営についても、生産法人の設立等さまざまな課題に対して、各関係機関と連携しながら、適切な支援をしていきたい。

## 学校の 教育環境について

横川議員 最近、ニュースで教職員の不祥事が目につくが、そのほとんどはセクハラ問題である。平成十六年度のわいせつ行為とセクハラによる懲戒処分者は百六十六人だが、もちろんこれは事件が発覚し、認定されて処分を受けた者の数で、現実にはそれ以上に潜在していると思われる。教師のセクハラ行為により、登校拒否やいじめの対象にならないよう、また、なにより子どもたちの心や体に深い傷を残さないよう未然に防止することが大事である。そこで、市内の小中学校におけるセクハラ行為等の実態、セクハラ教師に

対する対応について伺いたい。併せて、セクハラ防止のための方策についても  
教育長 これまで、市内の小中学校において、教師が児童・生徒に対してセクハラ行為をした事例はない。香川県全体では、わいせつ行為として懲戒処分になった教師は平成十四、十五、十六年度にそれぞれ一名ずつ免職となっている。仮に、セクハラ教師が市内に転入した場合は、配置先の校長と相談しながら対処し、子どもが被害者にならないよう全力で守らなければならないと考えている。また、防止のための方策として、教職員に対しては研修用VTR等を使った研修、校内でセクハラ防止対策委員会を組織する等、教職員全体で取り組んでいる。児童・生徒に対しては、特別活動や部活動の時間等を通して指導するとともに、セクハラに関する苦情相談に対応するための窓口を設けて相談に応じたい。また、いじめの調査と



子どもたちの豊かな心をはぐくむ教育環境に  
(写真は本文と関係ありません)

併せ、定期的に全校的な実態調査も実施している。

## 合併における 道路整備について

高木(新)議員 合併における道路整備で、旧綾歌町では町道、農道を一体的に考え、県や国の補助事業で整備してきた。旧丸亀市は、それらの有利な事業施策がないように思われる。

先日のミニ議会でも要望があったように、旧丸亀と飯山、綾歌を直結する幹線道路を早期に国や県の事業としてつくってほしいとの要望があった。



道路整備の充実を図り、本市の発展基盤を

同時に、旧行政区で進めてきた道路整備に係る事業計画を尊重してそれらの計画を推進していただきたいがどうか。

都市整備部長 旧綾歌町では道路整備に町道並びに農道を一体的に考え、主に町主導の整備を行ってきた。旧丸亀市の農道整備は川西町と三条町を結ぶ農道、川西町内、飯野町内での団体営による農道整備、また四国横断自動車道にあわせた関連事業等各補助事業を活用し整備してきた。また、地域に密着した生活道路の整備としては、地元から要望される請願道路の整備に取り組んでいる。

施設整備は、厳しい財政環境の中、有効的、効果的にするた

## 中心市街地の活性化方針は

めに、各種補助事業の最大限の活用が非常に重要である。

旧一市二町の道路整備について、合併に伴い本市の均衡ある発展、一体感の醸成を図るためには基幹道路の整備、改良は必要不可欠である。用地取得が完了した国道三十二号バイパスの早期完成、また国道四百三十八号や主要地方道、一般県道等の改修が急がれている。本市としてもかねてから機会あることに関係機関に強く要望している。

小鹿議員 まちづくり懇談会で市民から、市の施策に市民の声が反映されにくいこと、これまでのまちづくり計画が十分な説明もなく立ち消えていることなどの意見も聞かれた。なるほど、これまで華々しく提案された駅前C地区再開発計画、駅北の開発計画、シビックコア計画など

の中心市街地活性化計画がことごとく挫折している。なぜ計画中断に至ったのか、その理由の説明が関係当局から十分でない。

うやむやになっているそれらの計画が現在どうなっているのか、中心市街地活性化計画の現状を伺いたい。また、挫折した経緯をこれからの施策にどう生かしていくのか、今後の中心市街地活性化の方針を伺いたい。

都市整備部長 経緯としては、平成十一年三月に中心市街地活性化基本計画を、十二年には商工会議所が中心となり、丸亀TMO構想を作成している。現在までこれらの計画に基づき、一定の成果が得られた。しかし、商店街の空き店舗の増加、スーパーマーケットの閉店など、事態の好転は見られていない。また、駅前C地区再開発事業は、平成五年一月にキーテナントが撤退し、準備期間も休止状態で、見直しも含めて地元関係者などと協議したいと考えている。

今後の方針として、これまでの商業集積機能の充実施策を見直し、居住環境を整備し、中心市街地の人口を増加、定住させるというまちなか定住化施策を重点的に取り組む必要がある。

今後、地元、商店街、商工会

## クリーン課での行政改革について

議所や関係機関と連携し、市街地活性化計画の見直し、再検討の必要もあると考えている。

横田議員 十月からのごみ有料化で、職員に対する市民の批判は特にクリーン課に集まる。有料になったが市も担当課も行革に取り組んでいると理解いたさせるよう具体策を伺いたい。

飯山、綾歌地区では、すでにごみ収集を民間委託しており、直営との費用比較は歴然である。災害時の対応などもあり百人を超える職員を抱え、すぐに民間委託することは不可能であるが、部分的に取り入れることは可能である。また、バツカー車の三人体制による収集は、事業系ごみ収集とはいえ民間は一人である。三人も乗って、市は人が余って楽なんだとよく耳にする。

十月からは、三人体制をやめろべきである。クリーン課に関して行政改革の見解を伺いたい。

生活環境部長 民間委託などの手法として全国の実態などを見ると、行政間で行っている事務組合方式や一部民間委託、公設民営方式などを採用している事



指定ごみ袋による収集が始まりました

例が多く、旧綾歌、飯山の事例では施設や車両などの収集運搬に必要なものを民間業者に提供し、業務のみを委託する方式をとっている。一方、全面的に委託しない理由としては、風水害や地震などの自然災害の対策、あるいは緊急、不測の事態に即した市民サービスの観点やトラブルなどが発生した事例を念頭に置いたと考えられる。

そこで、民間への一部委託や収集体制の見直しについて、現場で働く職員も含め、本市の極めて厳しい財政事情などを視野に入れ検討に入っている。早ければ年内には結論が出せるよう、精力的に取り組んでいる。平成十八年度にはその効果をあらわすことができるよう努力したい。

## 介護保険の 見直しについて

倉本議員 今回、予防システムを強化した介護保険制度の見直しがあるが、その具体的内容として、なぜ要支援、要介護一の人たちがその対象となるのか伺いたい。

次に、サービスの質向上に介護地域包括支援センターを計画している。このセンターを設置するまでのプロセスとこの支援センターの内容を伺いたい。

サービスの見直しで、民間のケアマネジメントに問題があったという事で支援センターが設置されるようであるが、どういう問題があったのか。

健康福祉部長 今回の改正は、介護予防重視型システムへの転換と施設給付の見直しである。介護予防重視型システムの転換は、新たに新予防給付と地域支援事業が実施される。新予防給付は、要支援、要介護一の軽度認定者が、これ以上重度になることを防ぐため行われる。地域支援事業は、介護認定を受けていない一般高齢者のうち、虚弱高齢者を対象に実施するもので、目的は虚弱高齢者が要介護状態に陥るのを防止するために行う

ことになっている。

軽度認定者のみを対象にするのは、介護予防を行うことで、状態改善の可能性が高いためである。

支援センターは、来年四月設置を目指して準備している。具体的プロセスは、設置形態、設置場所、職員の確保などから少しでも早い時期に方針を固めたく、準備作業を行っている。

支援センターの内容は、ケアマネジメントを行う者とサービスの提供を行う者とを分離するため、また軽度の認定者の場合、自立支援に向けたケアプランを適切に作成するために、中立的立場である支援センターの保健師がケアマネジメントを行うこととした。

## 石綿使用の 実態調査について

尾崎議員 六月末から七月にか

けて石綿製品を製造していたメーカーから製造工場の労働者及び周辺住民に深刻な健康被害が出ている実態が発表された。工場から飛散したアスベストの吸引が原因と考えられており、全国的に不安が高まっている。このことは政府、関係企業の責任



未来を担う子どもたちに安心できる環境を

と企業負担で健康被害者などの保護、救済、早急な石綿の全面禁止と、被害拡大の防止対策を図る必要がある。そこで、市内の石綿関連工場の有無と製品の使用状況、除去後の廃棄物などの実態調査結果を公表してほしい。また、学校等の施設及び上下水道事業での石綿使用の調査結果及び使用しているのであれば撤去計画を伺いたい。

生活環境部長 県内にアスベスト関連工場が六事業場あったと県から七月に公表された。このうち東洋テックス（丸亀工場）が、昭和五十七年から平成十六年二月までアスベストを含有する住宅用ロックウール天井材などの製造原料として、石綿を使用し

## 丸亀市非核平和都市宣言に 関する決議

世界の恒久平和は、人類共通の願いであり、丸亀市民すべての願いでもある。

しかしながら、今なお核兵器の脅威を初め、悲惨な争いがあるとをたえず、人類の平和と地球環境が脅かされていることは、誠に憂慮にたえない。

我が国は、世界唯一の被爆国として、今後とも非核三原則「核兵器をつくらず、持たず、持ち込ませず」を堅持し、核兵器の恐ろしさと被爆者の苦しみを全世界の人々に訴え、再び広島、長崎の惨禍を繰り返してはならない。

丸亀市は、平和を愛し、人類の共存を願う立場から、あらゆる国のあらゆる核兵器の廃絶と核の不拡散を求め、憲法にうたわれている平和的生存権の確立のため、ここに非核平和都市を宣言する。

平成十七年九月一日

丸亀市議会

## 耐震化促進のための 施策の拡充を求める意見書

昨年十月の新潟県中越地震、そして今年三月には大地震発生の可能性は低いといわれていた福岡でも福岡県西方沖地震が起きるなど、最近、大地震が相次ぎ、いずれも多大な被害をもたらしている。さらに、今年七月の千葉北西部地震では首都圏の交通網・通信網の脆弱さが露呈した。

大地震はいつどこで発生してもおかしくない。大地震への備えとしては、防災対策のみならず、大地震発生時に被害を最小限に抑える「減災」への取り組みが求められている。そして、

ていた。天井材は非飛散性アスベストに該当し、白石綿を3%含有していた。平成に入り製造は減少し最後の数年間は休止状態であった。製造施設廃止時に発生した石綿廃棄物は特別管理産業廃棄物処理業者が適性に処分し丸亀工場には残っていない。

次に、学校関係及び上下水道関係施設を含めた市所有の建築物は、これまでの調査棟数六百四十棟のうち五百二十棟はアスベストを使用していないが、百二十棟は不明のため専門家による分析調査をする。上水道の石綿管は平成十一年より順次、衝撃に強いダクタイル鉄管などに更新している。なお、世界保健機構WHOの飲料水水質ガイドラインも、石綿管の使用については、健康影響の観点からガイドライン値を定める必要はなく、問題ないとのことである。

## 都市景観を守る

### 対策について

三木議員 最近、建築物及び巨大な看板などをめぐって地域住民との間で問題があらわらなっており、都市景観条例ができたが、十分な罰則規定もなく、法律をクリ



先人の残した歴史あるシンボルを大切に

アしていれば景観に係る許可されるため、有効な手段となっていない。しかし、地方分権で都市計画法が改正され、地区計画を市で作れるようになつた。住民が本気でまちづくりを考えればまちも変わるといふ権利行使を保障するものである。長い歴史の中で保全し、守ってきた景観や、快適生活環境をこれ以上侵されないためにもしっかりと対策を伺いたい。

都市整備部長 平成七年に都市景観条例を制定し、シンボルである丸亀城の眺望景観に配慮する取り組みをしてきた。平成十四年に条例を一部改正し、周辺環境に大きな影響を及ぼす恐れがある建築物、広告物などに對し、助言や指導を行っている。しかし、市の条例では、高さや色彩、形態などに法的強制力がないのが現状である。また、広告物は、県の屋外広告物条例の規制の適用を受けるが、自家用広告物は適用除外となるため規制がかからない状況である。昨年六月に我が国で初めて景観法が制定され、今年六月から施行している。この景観法は市条例で限界のあった強制力を伴う法的な規制の枠組みがある。これを踏まえ、自然環境と歴史的、文化的環境を守りながら個性と魅力にあふれる都市景観形成を目指して、実効性のある方策を検討する必要性があると痛感している。

減災のために最も有効な対策が、住宅や建築物の耐震化である。

その観点から本年六月、国土交通省の「住宅・建築物の地震防災推進会議」がまとめた提言では、住宅や建築物のそれぞれについて、今後十年間で耐震化率を九割にまで引き上げることとする数値目標を設定し、達成に向けた促進策を提示した。まさに、「耐震化は時間との競争」であり、地震による人的・経済的被害を最小限に抑えることが求められている。

よって、国においては、耐震化促進を図るため左記の事項について早急に施策の拡充をするよう要望する。

#### 記

#### 一 耐震改修に関して税制、予算両面で施策を拡充

国土交通省は今年度から、従来の耐震診断・耐震改修に対する補助制度を統合し用途を広げたほか、自治体が地域の実情に応じて民間住宅の耐震改修に活用できる地域住宅交付金制度を国会で成立させた。これらの制度を全国に普及させるとともに、税額控除制度など税の優遇措置を創設すること。

#### 二 耐震改修促進法に関する制度の充実・強化

耐震性が不十分な密集市街地の住宅に耐震診断の指示や正当な理由もなく改修の指示に従わない場合は、建築物を公表できるようにすべきであり、さらに規模の大きな建築物については耐震診断や改修を義務付け、実施しない場合は改修命令を出せるよう、耐震改修促進法に関する制度の充実・強化を図ること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十七年九月二十一日

#### (提出先)

丸亀市議会  
内閣総理大臣 総務大臣  
財務大臣 国土交通大臣  
衆議院議長 参議院議長

議会だよりは、紙面の都合により、議員の質問の中から一項目を選び、質問・答弁の内容を要約の上掲載しています。

## 総合計画と 条例制定について

**内田議員** 近年、自治体における市民参加、市民団体によるまちづくりが広がっているほど拡大してきた。多治見市では、総合計画とは実行が約束され、市の政策に拘束力を持ち、役所と市民との契約という性格を持つものとの思いから、これを自治基本条例の規定項目として盛り込もうとしている。本市の場合、

市民が同時並行で別々に構想を練った結果、計画や条例がうまく整合性を持てるか心配する。

そこで、現在進行中の市民参画で行う計画策定や条例制定について、実現までのスケジュールと市民参画の仕方、そして指摘したような不都合は生じないか。不都合が生じた場合はだれがどのように調整するのか。

**企画財政部長** 各部署が策定する基本となる計画は、自治の基本原則や市民参画、協働の方策を定める自治基本条例の策定指針に沿って、市民の意見を取り入れることができる手続きをするよう庁議で申し合わせている。また、総合計画を最上位計画として策定する個別計画との間

で、不都合を生じさせないように庁議、総務課長会議等、横断的な調整を進めていきたい。総合計画は、今年八月市民アンケート調査やまちづくり懇談会を実施、九月から公募市民などによるワークショップを開催し、意見を求め基本構想、基本計画の素案を作成する。その後、審議会に諮るとともに併せてパブリックコメントを実施する。審議会から答申を受けた後、平成十八年九月議会に基本構想を提案したい。

次に、自治基本条例は、まちづくり懇談会やワークショップ、委員会、審議会などを実施し、答申を受けた後、条例案を平成十八年三月議会に提案する予定である。

## 市民サービスの 充実を

**中谷議員** 十月から可燃、不燃ごみの有料化が実施されるとともに、住民サービスの充実も図っていたきたい。この有料化の影響もあり、電気式生ごみ処理機の購入に補助をとの意見を市民からよく聞くが、現在三千円しか補助してもらえない。ごみ減量化促進の目的で、補助制

度を設けているのであれば、促進につながるような補助額にしていきたい。

また、市民から要望が強かった月曜の祝祭日も、今年度からごみ収集を行う特別収集が旧丸亀地域で完全実施するようにになった。しかし、旧飯山地域は特別収

集をまだ実施していない。十月から同じように有料化するのであれば、同じサービスが受けられるようにできないものか。

**生活環境部長** 生ごみ処理容器等設置補助金の増額は、市の財政状況や機器の値段などを考えると現時点では難しい状況である。また、祝祭日などの特別収集の統一は、収集運搬の人的問題等を勘案しながら、実施に向けて検討しており、近く一定の方向が出せると考えている。収集体制や分別方法など、合併協議の中で調整ができていない課題も多く残っているが、市民サービス向上を第一に考え、できるものから順次解決に向け努力していきたい。



厳しい財政状況の中、市民の理解と協力を

## 陳情結果

九月定例会に提出された陳情は、担当委員会審査し、次のとおり決定いたしました。

### 〔採択〕

金倉川水路排水口への水門設置に関する陳情

丸亀市中津町内自治会等有志

代表 西山 悟

### 〔理事者見解〕

当農業用排水路など土地改良施設は、受益者が自らの責任で管理するものと位置づけられており、地元が実施する土地改良施設の整備・改修事業に対して、補助事業の対象となるもの

については、申請により補助金で対応いたしております。

しかしながら、昨年・今年と浸水被害を受けた現状を考えますと、浸水被害を防ぐための対策が急務であり、陳情書には水門の設置とありますが、水門となりますと堤防との調整、協議が必要となり、相当の費用と時間が必要になると考えられます。

このようなことから、市いたしましては、早期に対応できる逆流防止弁（フラップゲート）の設置を県に要望いたしており、設置に向け検討していただいております。

（産業部 土地改良課）

### 〔委員会の意見〕

理事者見解を了承し、採択とする。  
（都市経済委員会）

## 議会の 傍聴を

### 傍聴を

手続きは簡単ですのでお気軽にお越しください。

詳しくは議会事務局まで

（☎二四一八八二八）

### ご案内

次回の定例会は  
12月上旬の予定

## 一般会計補正予算など

### 各委員会では原案承認

九月五日の本会議において各委員会にそれぞれ付託された議案の審査は、十二日に都市経済、教育民生、十三日に生活環境、総務と順次開かれ、市長や助役をはじめ関係部課長が出席して、細部にわたる審査を行いました。主な質疑、要望は次のとおりです。

(○委員長 ○副委員長)

#### 都市経済委員会

- 横川 重行 横田 隼人
- 長友 安広 香川 脩
- 高田 重明 青竹 憲二
- 岡田 健悟 広田 穰
- 引田 忠温

##### ●主な質疑

- 土地改良のかんがい排水路土砂運搬委託の内容。
- 商工費の指定管理者選定委員会委員謝礼の内訳。
- 大手町第二駐車場を利用する市民の要望に対する見解。
- 指定管理者が市営駐車場の業務を行う場合の管理形態。
- 市道認定における幅員に対する考え方。



11月1日から利用方法が変更になります

##### ●主な要望

- 大手町第二駐車場は、夜間の利用が可能な設備に変更するなど、十分検討していただきたい。
- 台風や災害に備え、離島等においては地域で共同管理できる

土のうの保管場所を確保していただきたい。

#### 教育民生委員会

- 亀野 忠郎 小橋 清信
- 浜西 和夫 中谷真裕美
- 松永 恭二 岩崎 勲
- 三宅 真弓 倉本 清一

##### ●主な質疑

- 介護保険低所得者負担軽減措置の対象。
- 介護保険の負担増を市民向けに知らせる方法。

- 指定管理者へ移行後の保健福祉センター使用料の減免条件。

- 綾歌健康づくりふれあいセンター使用料免除を申し込む際の対応・考え方。

- 飯山中学校図書室改修事業の内容。

- 綾歌総合文化会館に指定管理者制度を導入する考え方。

- 公園条例と体育施設設置条例との関連。

##### ●主な要望

- 各保健福祉センター設置条例で、規則の内容が条例を超えることがないように願いたい。
- 飯山南幼稚園園舎増築事業は理解できるが、将来的な建て替えについても考慮していただきたい。

#### 生活環境委員会

- 杉尾 真澄 三谷 節三
- 松浦 正武 田中 英雄
- 尾崎淳一郎 小鹿 一司
- 山本 直久 小松 利弘

##### ●主な質疑

- 桜谷聖苑法面の崩壊原因に対する根本的対策。

- 桜谷聖苑法面補強工事を本市独自で設計する考え。

- 法面補強のために今回取り入れた法枠工法の内容。

- 法面排水機能を高めるために排水路の幅を広げる考え。

##### ●主な要望

- 再び法面の崩壊が起こらないように、法面の全面改修についても考えていただきたい。

#### 総務委員会

- 大前 誠治 三木 まり
- 高木 康光 高橋 等
- 多田 光広 高木 新仁
- 内田 俊英 北山 齊伯
- 小野 健一

##### ●主な質疑

- 不当要求行為等対策委員会の設置を規則で定める理由。
- 不当要求の基準及びその対応策の考え方。



綾歌健康づくりふれあいセンター「湯舟道」

- 合併振興基金運用事業の具体的な内容。
- 勤務成績評定状況の公表に関する考え方。
- 指定管理者の募集及び選定委員会の内容。
- 指定管理者の個人情報取り扱いにおける罰則規定。
- 指定管理者に対しての監査などのチェック体制。
- 主な要望
  - 不当要求を抑止する観点からも、何が不当要求に当たるか、具体的に条例あるいは規則の中で明確に定義していただきたい。
  - 指定管理者の募集にあたっては、特別の事情を除き、公平公正の観点からできる限り公募としていただきたい。

## 審議した議案とその結果

### 9月定例会

|         |                                                        |                  |
|---------|--------------------------------------------------------|------------------|
| 認定第1号   | 平成16年度丸亀市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について                       | (審議結果)<br>(特委付託) |
| 認定第2号   | 平成16年度綾歌町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について                       | (特委付託)           |
| 認定第3号   | 平成16年度飯山町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について                       | (特委付託)           |
| 認定第4号   | 平成16年度丸亀市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について                       | (特委付託)           |
| 認定第5号   | 平成16年度丸亀市水道事業会計決算認定について                                | (特委付託)           |
| 認定第6号   | 平成16年度綾歌町水道事業会計決算認定について                                | (特委付託)           |
| 認定第7号   | 平成16年度飯山町水道事業会計決算認定について                                | (特委付託)           |
| 認定第8号   | 平成16年度丸亀市水道事業会計決算認定について                                | (特委付託)           |
| 認定第9号   | 平成16年度飯綾消防組合一般会計決算認定について                               | (特委付託)           |
| 議案第40号  | 専決処分の承認について(平成17年度丸亀市一般会計補正予算(第1号))                    | (原案承認)           |
| 議案第41号  | 人権尊重都市宣言について                                           | (原案可決)           |
| 議案第42号  | 丸亀市の木及び市の花について                                         | (原案可決)           |
| 議案第43号  | 平成17年度丸亀市一般会計補正予算(第2号)                                 | (原案可決)           |
| 議案第44号  | 平成17年度丸亀市介護保険特別会計補正予算(第1号)                             | (原案可決)           |
| 議案第45号  | 丸亀市法令遵守推進条例の制定について                                     | (原案可決)           |
| 議案第46号  | 丸亀市附属機関設置条例及び丸亀市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について | (原案可決)           |
| 議案第47号  | 丸亀市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について                         | (原案可決)           |
| 議案第48号  | 丸亀市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例の制定について                    | (原案可決)           |
| 議案第49号  | 丸亀市民会館条例の一部改正について                                      | (原案可決)           |
| 議案第50号  | 丸亀市保健福祉センター設置条例の一部改正について                               | (原案可決)           |
| 議案第51号  | 丸亀市生涯学習センター条例の一部改正について                                 | (原案可決)           |
| 議案第52号  | 丸亀市体育施設設置条例の一部改正について                                   | (原案可決)           |
| 議案第53号  | 丸亀市史跡等管理条例の一部改正について                                    | (原案可決)           |
| 議案第54号  | 丸亀市美術館条例の一部改正について                                      | (原案可決)           |
| 議案第55号  | 丸亀市綾歌健康づくりふれあいセンター設置条例の一部改正について                        | (原案可決)           |
| 議案第56号  | 丸亀市老人デイサービスセンター設置条例の一部改正について                           | (原案可決)           |
| 議案第57号  | 丸亀市綾歌もちの木センター設置条例の一部改正について                             | (原案可決)           |
| 議案第58号  | 丸亀市うちわの港ミュージアム条例の一部改正について                              | (原案可決)           |
| 議案第59号  | 丸亀市駐車場条例の一部改正について                                      | (原案可決)           |
| 議案第60号  | 丸亀市自転車駐車場条例の一部改正について                                   | (原案可決)           |
| 議案第61号  | 丸亀市公園条例の一部改正について                                       | (原案可決)           |
| 議案第62号  | 丸亀市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について                              | (原案可決)           |
| 議案第63号  | 丸亀市火災予防条例の一部改正について                                     | (原案可決)           |
| 議案第64号  | 物品の購入について(消防ポンプ自動車)                                    | (原案可決)           |
| 議案第65号  | 市道路線の認定及び変更について(市道郡家町重元団地線ほか2路線)                       | (原案可決)           |
| 決議案第1号  | 丸亀市非核平和都市宣言に関する決議                                      | (原案可決)           |
| 意見書案第3号 | 耐震化促進のための施策の拡充を求める意見書                                  | (原案可決)           |

訂正のお願いとおわび

平成17年6月1日発行(創刊号)表紙の議長の主な経歴の文中、「現在市議4期目」を「旧丸亀市議3期、新丸亀市議1期目」に訂正するとともに、おわびいたします。